

重要事項説明書（訪問介護サービス）

社会福祉法人なごみ会 かけはし福江訪問介護事業所（以下「当事業所」という）における訪問介護サービスの提供開始にあたり、関係法令に基づいて、契約に際して事業所の概要や提供するサービスの内容及び契約上ご注意いただきたいことを以下の通り説明します。

当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果、要介護と認定された方が対象となります。

1、事業概要

事業所名	かけはし福江訪問介護事業所
実施事業名	指定訪問介護事業
長崎県指定番号	4272200587
所在地	〒853-0033 長崎県五島市木場町 493 番地 1
電話・FAX	電話：0959-74-5221 FAX：0959-74-5220
営業時間	8時30分から17時15分まで（但し、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。）
営業日	月曜日から土曜日（但し、1月1日、天災その他やむを得ず業務を遂行出来ない日を除く。） ※利用者の要請があった場合は、随時対応が可能な体制をとる
サービス提供地域	五島市（但し、三井楽町、玉之浦町、奈留町、及び福江島以外は除く。）

2、運営方針

- (1) 事業所の訪問介護員等は、要介護者などの心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。
- (2) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅支援事業者、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- (3) 指定訪問介護の提供の終了に関しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとします。

3、職員体制

管理者（常勤）	1名（サービス提供責任者と兼務）
サービス提供責任者（常勤）	1名以上（うち1名は管理者と兼務）
訪問介護員	5名以上

4、利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、所得の状況に応じて自己負担額の割合が1割、2割、3割のいずれかに区分されます。

保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額を自己負担でいただくことになります。

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

① 訪問介護基本料（特定事業所加算Ⅱ（10%）含む、自己負担額は1割で計算）

イ 身体介護が中心である場合	介護料	自己負担額
(1) 所要時間20分未満の場合	1,840円	184円
(2) 所要時間20分以上30分未満の場合	2,750円	275円
(3) 所要時間30分以上60分未満の場合	4,360円	436円
(4) 所要時間60分以上90分未満の場合	6,370円	637円
※所要時間30分を増すごとに	920円	92円

ロ 生活援助が中心である場合	介護料	自己負担額
(1) 所要時間20分以上45分未満の場合	2,010円	201円
(2) 所要時間45分以上の場合	2,480円	248円

※夜間（午後6時～午後10時まで）及び早朝（午前6時～午前8時まで）は上記基本料に25%増額

※深夜（午後10時～午前6時まで）は上記基本料に50%増額

※訪問介護事業所と同一建物のかけはし木場住宅居住者は10%減額

② 諸加算

- (1) 訪問介護初回加算 介護料2,000円（自己負担額：200円）
- (2) 緊急時訪問介護加算 介護料1,000円（自己負担額：100円）
- (3) 生活機能向上連携加算Ⅰ 介護料1,000円（自己負担額：100円）
- (4) 特別地域加算：上記①の訪問介護基本料に15%を加算
- (5) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）：上記①の訪問介護基本料及び②の(1)～(4)の加算額の合計に13.7%を加算

- (6) 介護職員等特定処遇改善加算 (I) : 上記①の訪問介護基本料及び②の(1)～(4)の加算額の合計に 6.3%を加算
- (7) 介護職員等ベースアップ等支援加算 : 上記①の訪問介護基本料及び②の(1)～(4)の加算額の合計に 2.4%を加算

(注) (4)～(6)の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます

5、苦情処理

事業所は、指定訪問介護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じます。

苦情申し立て窓口

担当者	氏名	備考	住所 電話番号
苦情受付担当者	吉田 恵美	管理者(兼) サービス提供責任者	五島市木場町 493 番地 1 電話 0959-74-5221
苦情相談解決者	金子 雄二	施設長	〃
第三者委員	夏井 孝夫	地域の代表	五島市大荒町 190 番地 4 電話 0959-72-7197
	西 浩司	社会福祉法人なごみ会 評議員	五島市錦町 3 番地 8 電話 0959-72-2916

外部機関

関係機関	住所	電話番号
五島市長寿介護課	五島市福江町 1-1	0959-72-6194
長崎県国民健康保険団体連合会 介護保険課	長崎市今博多町 8-2	095-826-1599

6、緊急時の対応方法

(1) 訪問介護員等は、指定訪問介護の実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関等に連絡するなどの措置を講ずるとともに、ご家族へ連絡し、管理者に報告します。

(2) 指定訪問介護の実施中に天災その他の災害が発生した場合、訪問介護員等は必要によりサービス利用者の避難等の措置を講じるほか、管理者に連絡をしてその指示に従うものとします。

* ご本人又はご家族からの緊急連絡を 24 時間体制で受けられるようにしております。

【緊急時連絡先】

電話番号 0959-74-5221 かけはし福江訪問介護

基本的に管理者(兼)サービス提供責任者 吉田恵美が対応します。

但し、夜間、休日等は法人内他事業所の職員が電話を受け付けて、訪問介護事業所職員へ連絡いたします。

7、事故発生時の対応

事業所は、サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者のご家族、担当の介護支援専門員及び市町村等へ連絡を行うとともに、事故発生状況等を記録に残し、原因追究及び再発防止策の検討など必要な措置を講じます。

8、個人情報の保護

事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意をあらかじめ書面により得ることとします。

9、虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとします。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話設置等を活用して行うことが出来るものとする）を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待を防止するための定期的な研修の実施を行います。
- (4) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

責任者 施設長 金子 雄二

- (5) 事業所は、サービス提供中に当該事業所職員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

10、秘密保持

職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

(事業所は、職員の採用時や職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨を雇用契約の内容としています。)

11、衛生管理について

- (1) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会の開催を定期的に行い、職員で周知徹底を図り、指針の整備を行います。
- (2) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

12、その他の留意事項

- (1) 事業所は、職員にその同居の家族である利用者に対する指定訪問介護の提供をさせないものとします。
- (2) 事業所は、サービス提供中などにおいて、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えて、訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための指針の明確化等の措置を講じます。

13、 提供するサービスの第三者評価の実施状況

未実施。

令和 年 月 日

当事業者は、訪問介護サービスの提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事 業 者 所在地 五島市木場町 493 番地 1

事業者名 社会福祉法人なごみ会

代表者名 理事長 山 口 和 洋

説明者氏名 吉 田 恵 美

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者 住所
氏名

利用者家族 住所
続柄
氏名